

政 策 II-1-(2)-①-A

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供（金融知識の普及活動について）
15年度重点施策	金融庁ホームページの充実、金融知識の普及活動・情報提供（預金保険制度、保険、証券投資、貸金業者等に関する情報）
参考指標	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（ホームページアクセス件数）

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること

3. 政策の内容

平成12年6月の金融審議会答申において、「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と指摘されているように、個人投資家等をはじめ国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンの関係などについての知識・理解が必要であり、金融庁としても、学校教育を含め、国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図っていく必要があると考えます。

14年5月に内閣府が実施した世論調査でも、回答者の66%が学校教育において金融・証券に関する基本的な知識を教える必要がある、と回答しています。

これらを踏まえ、金融庁は、金融庁ホームページを通じた「金融サービス利用者コーナー」の掲載内容の拡充、中学・高校生向けの副教材の開発・提供、金融庁主催としては初めての「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、及び、金融広報中央委員会や金融関係団体等との連携などの取組み等を行うこととしました。

こうした取組みに加え、金融庁には、金融サービス利用者からの電話等による質問、相談、苦情等が極めて多く寄せられています。国民への情報提供等の観点からは、これらの相談等に適切に対応するとともに、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図っていくことも、非常に重要と考えています。

4. 現状分析及び外部要因

近年、金融分野においては、様々な金融商品・サービス等が提供され、その提供方法もインターネットを始め多様化してきている一方で、ヤミ金融問題や多重債務問題などが深刻な社会問題となってきています。こうした金融環境の中で、国民が自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択し、そのメリットを享受していくためには、金融商品や金融取引についての知識・理解を深めていくことが求められています。

平成 15 年 5 月に金融広報中央委員会が実施した「金融に関する消費者アンケート調査」では、「学校における金融に関する教育」について、57.8%の方が「もっと積極的に取り組んでほしい」と回答しています。

また、15 年 6 月に（社）証券広報センターが実施した「証券投資に関する全国調査」においては、「子供たちが経済や金融・証券を学ぶのに適した方法」（複数回答）として、「中学校や高等学校で学ぶ時間を設定」が 52.3%で最も支持されています。

さらに、平成 16 年 1 月に金融庁が主催した「金融経済教育を考えるシンポジウム」の際に実施したアンケート（回答者数 219 名）においては、90%を超える方が「金融経済教育の必要性を感じている」と回答しています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の拡充

ア. 平成 15 年 10 月、金融庁ホームページ上に設けられている「金融サービス利用者コーナー」を、「預金・保険・証券投資・借入などの金融取引をご利用される皆様へ」、「金融知識の普及・金融教育」及び「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」に項目分けし、ホームページ閲覧者が自らの欲する金融分野の情報を見つけやすいようにしました。

イ. また、同コーナーに、「いわゆる外国為替証拠金取引について」、「根拠法のない共済について」及び「コールド・コーリング」に関する欄を新設し、投資家等への注意喚起を行うとともに、「証券税制や証券取引法等の改正について」情報提供する欄を新設し、証券投資がより身近になったことの情報提供にも努めました。

○ 「金融サービス利用者コーナー」の内容

14 事務年度末の状況	15 事務年度末の状況
<p>①金融早わかりQ & A</p> <p>②金融サービスの利用者の保護の制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい預金保険制度について ・保険契約者保護 ・投資者保護 ・金融商品販売法の概要 <p>③電子金融取引</p> <p>④借り過ぎ・違法な金融業者にご注意！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な金融業者に関する情報 ・登録貸金業者情報検索サービス <p>⑤免許・登録などを受けている業者一覧</p> <p>⑥金融取引に関する苦情・相談窓口のご案内</p> <p>⑦金融トラブル連絡調整協議会</p> <p>⑧証券税制について</p> <p>⑨EDINET</p> <p>⑩金融知識の普及・金融教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における金融教育の一層の推進に係る文部科学省への要請について ・金融広報中央委員会のホームページ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品などに関する基礎知識 ▶ 金融学習支援事業のご紹介(一般消費者向け) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 学習教材等の提供 ◦ 講師の派遣 ◦ 各種講演・セミナー等 ▶ 学校教育支援事業のご紹介 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 教材等の提供 ◦ 講師の派遣 ◦ 各種セミナー・見学など <p>⑪その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はやわかり本人確認法 	<p>○ <u>「預金・保険・証券投資・借入などの金融取引をご利用される皆様へ」</u></p> <p>①金融早わかりQ & A</p> <p>②金融サービスの利用者の保護の制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい預金保険制度について ・保険契約者保護 ・投資者保護 ・金融商品販売法の概要 <p>③電子金融取引</p> <p>④違法な金融業者にご注意！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な金融業者に関する情報 ・登録貸金業者情報検索サービス <p>⑤<u>いわゆる外国為替証拠金取引について</u></p> <p style="text-align: center;">～取引者への注意喚起等～</p> <p>⑥<u>根拠法のない共済について</u></p> <p>⑦<u>「コールド・コーリング」</u></p> <p style="text-align: center;">－投資家への注意喚起</p> <p>⑧免許・登録などを受けている業者一覧</p> <p>⑨金融取引に関する苦情・相談窓口のご案内</p> <p>⑩金融トラブル連絡調整協議会</p> <p>⑪<u>証券税制や証券取引法等の改正について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券投資がより身近になりました！ <p>⑨EDINET</p> <p>⑩その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はやわかり本人確認法 <p>○ <u>「金融知識の普及・金融教育」</u></p> <p>①<u>学校における金融教育の一層の推進に係る文部科学省への要請について</u></p> <p>②<u>インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き</u></p> <p>③<u>金融経済教育を考えるシンポジウム</u></p> <p>④金融広報中央委員会のホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品などに関する基礎知識 ▶ 金融学習支援事業のご紹介【一般消費者向け】(学習教材等の提供、講師の派遣、各種講演・セミナー等) ▶ 学校教育支援事業のご紹介(教材等の提供、講師の派遣、各種セミナー・見学など) <p>○ <u>「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」</u></p>

② 中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の開発・提供

平成 15 年 10 月、学校における金融教育の一層の推進に資するため、中学・高校生向けの副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を作成し、金融庁ホームページに掲載しました。掲載以降、平成 16 年 6 月末までのアクセス件数は 69,954 件となっています。

本副教材については、教育現場への浸透を図るため、文部科学省から、各都道府県教育委員会等宛てに、その活用についての周知文が発出されています。

③ シンポジウムの開催

平成 16 年 1 月、金融やその背景にある経済に関する教育への理解を深めてもらうことを目的に、教育関係者及び金融教育を推進している NPO 関係者等を対象とした「金融経済教育を考えるシンポジウム」を金融庁主催では初めて開催しました。当日の出席者は 284 名でした。

④ その他

ア. 金融庁ではこれらのほか、中立公正な立場から金融に関する知識普及・広報活動等を行っている金融広報中央委員会が、金融・証券・保険関係団体や NPO 等との更なる連携強化を図るために設置した「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」に参加しています。

同連絡協議会では、平成 16 年 5 月から「金融に関する消費者教育のための年齢層別カリキュラム案」について検討を行っており、年度内の公表を目指しています。

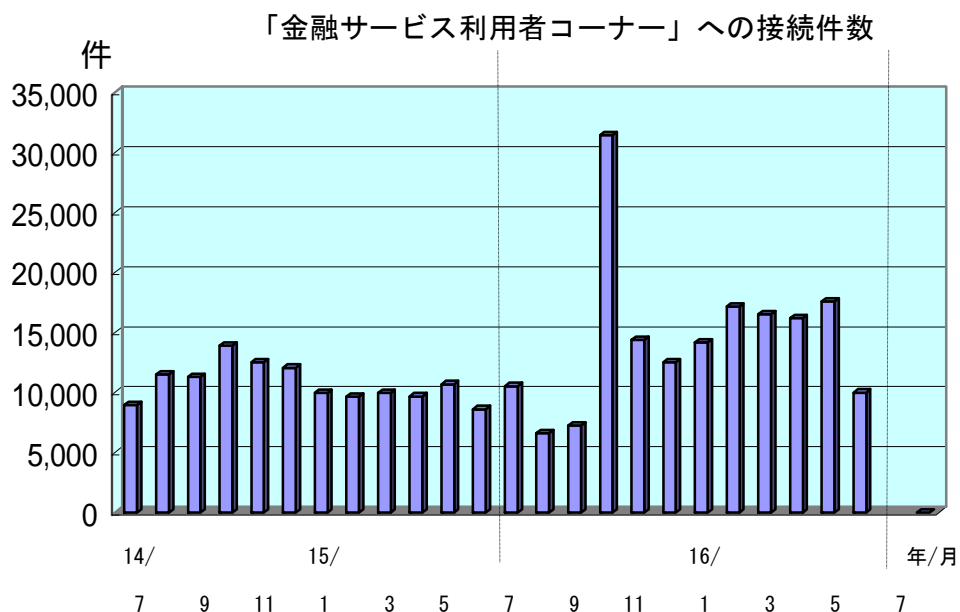
イ. 金融庁はまた、預金保険制度や金融商品等の周知を図るためのパンフレット等の配布や、財務（支）局及び財務事務所の職員による一般消費者等を対象とした講演会の実施、金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対する「金融庁後援」（本事務年度 16 件、昨事務年度 7 件）による協力等を通じて、金融知識の普及活動に取り組んでいます。

ウ. 16 年 2 月に策定された「地域再生推進のためのプログラム」では、地域再生計画に関して国が講じる支援措置の 1 つとして、「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれており、16 年 6 月には本支援措置に係る地域再生計画が既に 2 件認定されています。

エ. 金融庁に日々寄せられる金融サービス利用者からの質問、相談、苦情等については、現状では一元的な受付窓口はなく、内容に応じて各局・課の担当者がそれぞれ対応を行っています。

(2) 評価

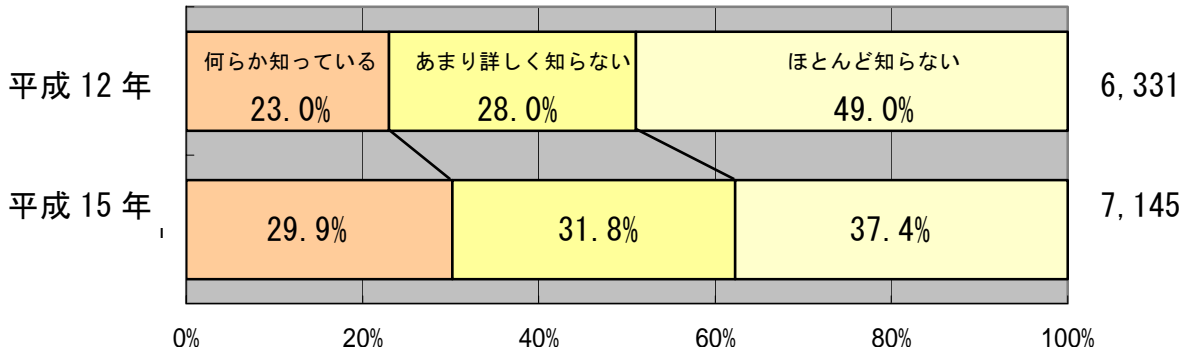
ホームページを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」への平成 15 事務年度中の接続件数は、180,178 件（月間平均 15,014 件）と昨事務年度（128,801 件（月間件数 10,733 件））に比べ 39.9%増となっており、内容の拡充によってより多くの国民が同コーナーに関心を持つようになったことがうかがえます。



(注) 平成 15 年 10 月に、副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を掲載

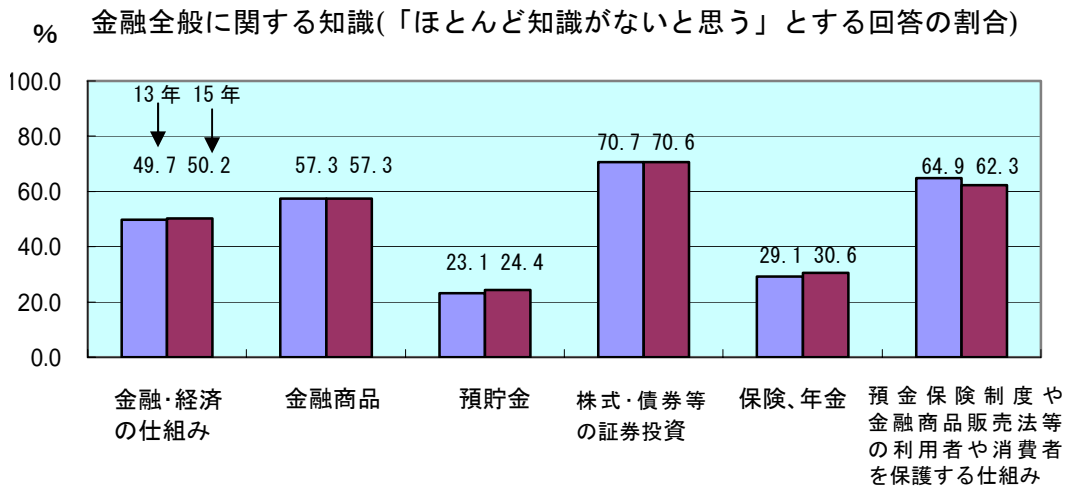
また、(社)証券広報センターが3年間隔で実施している「証券投資に関する全国調査」によると、「株価の動きなどの株式投資について」、「何らか知っている」と回答した世帯の比率は 29.9%となっており、前回調査（平成 12 年）に比べて 6.9%増加する一方、「ほとんど知らない」と回答した世帯の比率は 37.4%で、前回比 11.6%減少しています。

株式に関する認知状況



(出所) (社) 証券広報センター「証券投資に関する世論調査」(15年)

さらに、金融広報中央委員会が平成15年5月に実施した「金融に関する消費者アンケート調査」(第2回)において、「金融全般に関する知識として、ほとんど知識がないと思う」と回答した人の割合を前回調査(平成13年8月)と比較すると、「金融商品」及び「証券投資」についてはほぼ同じ、「金融・経済の仕組み」、「預貯金」、及び「保険、年金」についてはそれぞれ微増(理解度が低下)となる一方、「預金保険制度などの消費者を保護する仕組み」については2.6%減少(理解度が向上)しています。



(出所) 金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」
(平成15年5月)

これらの調査結果に鑑みれば、国民の金融・証券に関する知識は、総じて向上する傾向にあると考えられます。

6. 今後の課題

- (1) 金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択できるようにするためには、以下のような取組みにより金融の仕組みや取引ルール等に対する国民の知識・理解を深めていくことが重要です。
- (2) まず、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」については、掲載内容の拡充により、着実に接続件数が増加してきているものの、金融分野における消費者保護制度等への国民の理解増進のためには、掲載内容の整理・更新・充実等により、一層の利用促進を図ることが課題です。
- (3) また、内閣府が取りまとめた「経済活性化のための改革工程表」（平成16年3月）において、「金融・投資に関する教育・学習の充実を図ることにより、金融・投資教育の普及と情報提供を一層推進」と明記されているとおり、文部科学省や金融関係団体との連携を図って、金融知識の普及、情報提供の一層の推進・充実のための諸施策を横断的に進めていくことが重要です。
- (4) さらに、次世代の若者に、金融やその背景にある経済に関する理解を深めてもらうことは大変重要です。このため、平成17年度においては、金融知識の普及・推進に資する体制整備のための機構・定員要求を行うほか、金融経済教育を推進していくためのシンポジウム開催等に係る予算の要求を行う必要があります。
シンポジウムの開催等については、「投資家教育プロジェクトとの連携」に係る地域再生計画を策定している自治体と十分連携していく必要があります。
- (5) 金融サービス利用者からの質問、相談、苦情等については、一元的な窓口が設けられておらず、相談等の記録も必ずしも体系的に蓄積されていないことから、利用者の利便の向上や、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図るため、相談等に一元的に対応するとともに、寄せられた情報の記録・保管・回付等を行う体制を整備することが必要です。このため、平成17年度においては、金融サービス利用者相談室（仮称）設置のための予算及び機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁ホームページへのアクセス件数、金融広報中央委員会が公表した「金融に関する消費者アンケート調査」（平成15年5月）などを参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融庁ホームページの「金融サービス利用者コーナー」の接続件数
- ・ 金融庁主催「金融経済教育を考えるシンポジウム」（平成16年1月開催）のアンケートの結果
- ・ 金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」（平成15年5月）
- ・ （社）証券広報センター「証券投資に関する全国調査」（平成15年6月）

10. 担当部局

総務企画局政策課、政策課広報室